

社会福祉法人仁至会における公的研究費の管理・運営に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仁至会（以下「当法人」という。）における公的研究費の管理・運営に関して必要な事項を定め、もって公的研究費の適正な取り扱いを図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

一 公的研究費

各省各庁、独立行政法人及び地方公共団体等から配分される競争的研究資金、企業における自己資金を原資とした受託研究費等、公益財団法人等の民間団体から助成される研究資金、認知症介護研究・研修センター運営費による研究費、その他理事長が事務委任を行うことを承諾した研究費をいう。

二 管理・運営

公的研究費について、予算を適切に管理及び執行し、もって研究計画の適正かつ円滑な実施を図ることをいう。

三 研究に関わる者

当法人に雇用されている者及び当法人の施設や設備を利用している者のうち、公的研究費による研究を実施する者及び支援する者並びに研究事務に携わる者をいう。

四 各拠点施設

当法人を構成する介護老人保健施設ルミナス大府、障害者福祉施設サンサン大府、認知症介護研究・研修大府センターをいう。

(最高管理責任者)

第3条 研究活動における不正行為防止及び不正への対応並びに公的研究費の管理・運営について、当法人全体を統括する権限を有し、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、理事長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が不正行為防止等について適切に対応できるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、不正行為防止及び不正への対応並びに公的研究費の管理・運営について当法人全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、法人本部事務局長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、研究活動管理運営委員会の運営に当たり、各拠点施設における研究活動不正防止計画の実施、研究倫理及びコンプライアンス教育の推進等について統括

するものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 各拠点施設における研究活動における不正行為防止及び不正への対応並びに公的研究費の管理・運営について責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、各拠点施設長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する各拠点施設における研究活動不正防止計画の実施、研究倫理及びコンプライアンス教育等について対策を実施し、その実施状況を確認し統括管理責任者に報告するものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 各拠点施設に所属する研究に関わる者を対象に、必要な知識の定着・更新をさせるため、研究倫理及びコンプライアンス教育の実施について責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、各拠点施設長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、研究に関わる者に対し研究倫理及びコンプライアンス教育を受けさせ、受講状況を管理するものとする。

(決意表明・行動規範)

第7条 最高管理責任者は、不正防止に対する決意を表明するとともに、研究に関わる者に対して不正行為の防止について意識向上を図るため行動規範を策定・公表し、必要な措置を講ずるものとする。

(研究活動管理運営委員会)

第8条 当法人における研究活動規範の保持、研究不正防止計画の策定・実施、研究倫理教育及びコンプライアンス教育等を推進するため、研究活動管理運営委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、当法人常務理事会に併せて開催するものとし、運営方法については、別に定める。

(研究不正防止計画)

第9条 最高管理責任者は、研究不正防止のための体制を整備し、研究倫理の浸透及び公的研究費の適正な管理・運用に向け、研究倫理教育及びコンプライアンス教育の実施等の具体的な対策を計画し推進するため、研究不正防止計画（以下、「防止計画」という。）を策定するものとする。

2 防止計画は別に定め、公表するものとする。

(公的研究費の適正な管理・運用)

第 10 条 最高管理責任者は、当法人の役割や中長期目標を踏まえ、公的研究費による研究を選定するものとする。

2 公的研究費の公募に応募しようとする場合は、予め当法人の役割や目標との整合性を確認するため、研究計画書を最高管理責任者に提出するものとする。

3 各拠点の事務責任者は、公的研究費の適正な管理・運営のために、必要に応じて各部署と協力して、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じるものとする。

- 一 支出財源の明確化に関すること
- 二 予算の執行状況及び研究計画の遂行状況の検証に関すること
- 三 研究者と業者の癒着を防止する対策に関すること
- 四 発注・納品・検収業務の効果的な仕組みの構築・運営に関すること
- 五 非常勤職員、謝金支払者の勤務状況の確認その他の体制整備に関すること
- 六 旅費の支給に係る事実確認に関すること

(公的研究費の執行責任)

第 11 条 公的研究費の執行責任者は、当該公的研究費の交付を受けた研究者及び当該研究者から分担研究者として配分を受けた者とする。

2 執行責任者の研究者は、研究補助金等の執行について、別に定める規則に基づき理事長への委任手続きをとるものとする。

(経理事務の準拠規則)

第 12 条 公的研究費に係る契約、旅費支給、給与・謝金支給等の経理に関する取扱いは、別に定める場合のほか、当法人旅費規程に基づき取り扱うものとする。

(モニタリング及び監査)

第 13 条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な管理・運営のため、モニタリング及び監査が有効に機能する体制を整備するものとする。

2 モニタリングは、研究が研究計画に沿って遅滞なく進捗しているか、併せて進捗に伴い研究費が適時適切に執行されているか、委員会で随時に報告を受け確認する。

3 監査は、次の各号に掲げる事項に留意してポイントを整理し実施するものとする。

- 一 会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、公的研究費の管理・運営体制について検証を行うこと
- 二 不正発生要因に応じた内部監査を実施すること
- 三 監事との連携を取り実施すること

(告発・相談窓口)

第 14 条 研究活動における不正行為及び研究費の不正使用等に関する告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うとともに、当法人における公的研究費の管理・運営に係る諸制度、規程等のルール、事務処理手続き等に関する照会に対応するため、法人本部事務局

に受付窓口（以下「告発・相談窓口」という。）を置くものとする。

2 告発・相談窓口の場所、連絡先、受付の方法等については、当法人のホームページ等を通じて内外に周知するものとする。

（不正行為に係る調査等）

第 15 条 告発・相談窓口の運用及び事案の調査並びにその他必要な手続き等については、別に定める「研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程」の第 12 条～41 条の規定を準用するものとする。

附則 この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。